

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|----------------------|------|
| (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで
結婚によりA市に転入してからは、A市役所で加入手続をして納付した。喪失手続をした記憶は無く、ずっとB銀行で納付したはずである。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は資格喪失手続を行った記憶は無いとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の任意加入被保険者資格の喪失申出が行われたことが確認でき、当時、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入被保険者であったことを踏まえると、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿に記載されている昭和58年10月1日に任意加入被保険者資格を喪失したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 55 年 5 月から、夫婦で飲食店を経営してきたが、夫婦同じように保険料を払ってきたはずである。夫が納付済期間となっているのに自分が申請免除期間及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとするその夫に聴取しても、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付したはずと述べるのみで、保険料の納付方法等、申立期間当時の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については免除申請の記憶は無いとしているところ、特殊台帳及びA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の納付状況欄に「申免」と記載されており、記録管理に特段不合理な点が見受けられないことから、当該期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと考えるのが自然であり、申立期間②については、当該期間直後の昭和 62 年 1 月分から 3 月分までの保険料が、平成元年 4 月に過年度納付されていることから、その時期を基準にすると、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかつたものと推認される。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られず、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月

私が20歳になった平成11年に、国民年金の勧奨があり、母親が加入手続をし国民年金保険料を納付した。その後、厚生年金保険に加入するまでは、保険料を納付していなかったが、督促状が以前住んでいた住所に何回か届いたため、母親が一括で納付した。それにもかかわらず、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかにその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間及び申立期間の保険料を納付したとする時期は、いずれも基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化等事務処理の機械化が図られていた状況下において、年金記録管理に過誤が生ずる可能性は低いものと考えられる上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、国民年金保険料を一括で納付したのは1回だけで、申立期間を含む平成11年12月から12年3月までの保険料を同年11月頃には納付したと述べているところ、申立期間を除く同年1月から同年3月までの保険料が14年1月に過年度納付されていることが確認できることから供述が不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 19 日から 41 年 5 月 20 日まで
昭和 41 年 2 月に出産のため退職し、育児と家事に従事した。脱退手当金が 43 年 4 月 11 日支払となっており、支払額が 6,697 円だが、月日が合わない。脱退手当金は受給していないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給に係る表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 23 年 1 月 20 日まで
A社B工場で働いていたが、ほかの仕事がしたかったので退職し、就職できるまで編み物教室に通っていた。脱退手当金については受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 23 年 2 月 21 日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 13 日から 39 年 6 月 30 日まで
A社、B社、C社が、厚生年金保険を掛けてくれていたことも知らなかったのに、B社の分だけが脱退手当金を受け取ったことになっていて不思議である。私は脱退手当金を受け取った覚えが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについてB社本社へ照会したところ、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があった。

また、申立人が勤務していたB社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 173 名において、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす女性 95 名の支給記録を調査したところ、57 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 51 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、同日に支給決定されている者が複数存在することから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 39 年 9 月 10 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 26 日から 39 年 2 月 26 日まで
A社B工場を辞めた時、母が迎えに来てくれたが脱退手当金の話は無かった。もし両親が受け取れば私に黙ってはいない。私は脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについてA社本社へ照会したところ、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があった。

また、申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後 173 名において、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす女性 105 名の支給記録を調査したところ、64 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 58 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている上、同日に支給決定されている者が複数存在することから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 4 月 2 日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 24 日から 49 年 1 月 20 日まで
② 昭和 49 年 10 月 7 日から 54 年 10 月 24 日まで

A社B工場（現在は、C社）で勤務した時の給与は、家族から4歳年上の兄の給与より高額であったと言われたことを記憶している。昭和44年11月から45年9月までは4万円、同年10月から46年9月までは5万円、同年10月から47年9月までは6万円、同年10月から48年8月までは7万円、同年9月から同年12月までは8万円であったはずである。

また、D社（現在は、E社）で勤務した時の給与は、家族からA社B工場及びF社と比較にならないくらい良いと言われたことを記憶しているが、日本年金機構の「ねんきん定期便」の回答票に同封されてきた「厚生年金保険標準報酬月額等級表の変遷」を見ると、標準報酬月額の等級が低かったので納得できない。昭和49年10月から50年9月までは9万円、同年10月から51年9月までは12万円、同年10月から52年9月までは15万円、同年10月から53年9月までは18万円、同年10月から54年9月までは20万円であったはずである。申立期間①及び②について、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B工場から支給されていた報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも3等級から4等級は高かったと主張している。

しかしながら、A社B工場に申立人と同時期に入社した女性従業員4人の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和46年9月1日から49年1月20日までの期間におけるオンライン記録の標準報酬月額は、企業年金連合会が管理している

G厚生年金基金の報酬給与額と同額であることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時、支給されていた給与額については、覚えていないが、私のねんきん定期便の標準報酬月額と同じくらいの金額であったと思う。」と供述しているほか、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

加えて、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、申立期間①の帳票類は保存されておらず不明と回答しており、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額であったことを確認することができない。

申立期間②について、申立人は、D社から支給されていた報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも1等級から3等級は高かったと主張している。

しかしながら、D社に申立人と同時期に入社した女性従業員7人の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間②におけるオンライン記録の標準報酬月額は、企業年金連合会が管理しているH厚生年金基金の報酬給与額と同額であることが確認できる。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない。

加えて、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主は、申立人の標準報酬月額は、H厚生年金基金の標準報酬月額と同一であると回答していることから、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額であったことを確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月24日から23年7月16日まで
A社B工場で働いていたが、終戦後の食べ物が体に合わなかったため体調が悪く、厳しい仕事の日々であった。そのため工場で仕事を続けることができなくなり退職した。しばらく家で療養していたが、生活のためにお金が必要だったので、地元の工場を見つけて就職した。脱退手当金については受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和23年9月6日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで
昭和 51 年 6 月 1 日から 63 年 5 月 31 日までの期間においてA社に勤務していた。ずっと同じ仕事をしていたのに、厚生年金保険の記録は 57 年 3 月 31 日からとなっているのが不思議である。勤続 10 年以上の表彰状もある上、当時の複数の同僚は同社での勤務について証言してくれる。申立期間の給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町商工会の表彰状及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の女性の同僚に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 57 年 3 月 31 日となっており、当時の社会保険事務責任者や同僚に確認したところ、「当時、女性従業員は入社日と同日で加入手続をしなかったが、社会保険事務所（当時）の指導により、女性従業員についても一斉に昭和 57 年 4 月から厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、A社から提出された申立人の申立期間に係る給料支払明細書からは、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。